

# 公 示 書

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所横山ダム管理支所において、自動販売機（飲料水等）の営業を希望する委託業者の公募を、次のとおり公示する。

令和2年2月3日

中部地方整備局 木曾川上流河川事務所長  
堀 与志郎



## 1. 公募に付する事項

- (1) 件 名 木曾川上流河川事務所横山ダム管理支所における自動販売機（飲料水等）の設置営業
- (2) 営業場所 岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山1330
- (3) 営業期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで  
ただし、必要に応じて5年を超えない期間で更新することができる。

## 2. 対象業者

木曾川上流河川事務所横山ダム管理支所において、自動販売機を設置し、飲料水等の販売営業を希望する者で、次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) 法人の場合は、商業登記簿の目的欄に「飲料及び食品の販売」に関する記載があること。個人事業主の場合は、事業内容が「飲料及び食品の販売」に関する内容であること。
- (2) 国税及び地方税を完納していること。
- (3) 申請書（提案書）提出の期限の日において、岐阜県内の保健所から食品衛生法の規定による処分又は行政指導を受け、当該処分又は指導が継続中でないこと。
- (4) 岐阜県内に本社（店）、支社（店）、又は営業所等が所在すること。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与

するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。

(10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

### 3. 対象施設の概要

施設名 木曽川上流河川事務所 横山ダム管理支所

所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山1330

職員数 約10人

ダム見学者(開庁日) 年間約6000人

販売実績 年間約700本

### 4. 説明書の交付期間、場所及び方法

営業申請書類等の配布及び申請方法並びに施設の概要及び営業にあたっての条件等についての説明を行うので、希望者はあらかじめ来庁日時等を下記5の問合せ先へ連絡のうえ、必ず説明を受けること。

なお、説明を受けなかった者の申請は受け付けない。

#### 【説明書の交付期間及び方法】

期 間：令和2年2月4日(火)から令和2年2月26日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

場 所：岐阜市忠節町5丁目1番地

木曽川上流河川事務所 総務課

### 5. 公示に関する問合せ先

岐阜市忠節町5丁目1番地

国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 総務課

電話 058-251-1321

# 公示説明書

## 1 営業の条件等

別紙「営業条件」及び「施設概要」のとおり。

## 2 提出書類

(1) 自動販売機営業申請書

(2) 添付書類

① 会社等概要

② 保健所からの指摘事項の有無

③ 納税証明書

[法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨、納税証明書 その3 により証明を受けて下さい]

④ その他証明書

【法人の場合】 商業登記簿謄本

【個人の場合】 身分証明書（市町村発行）

⑤ 提案書（A4版片面10枚以内）

⑥ 誓約書

## 3 申請書受付

受付期間：令和2年3月4日（水）まで

受付時間：土・日・休日を除く平日の9時～16時

場 所：岐阜市忠節町5丁目1番地

国土交通省中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 総務課

電話 058-251-1321

## 4 営業業者の決定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査の上、営業業者の可否を決定する。

なお、審査の結果、一位の者が複数となった場合は、くじ引きで営業業者を決定する。

## 5 その他

(1) 申請書及び資料の作成及び提出に要する費用は申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書及び資料は、申請者に無断で審査以外の他の目的に使用しない。

(3) 提出された申請書（添付書類含む）は返却しない。

# 営業条件（自動販売機）

項目	営業条件
施設の目的	横山ダム管理支所及び関係者来庁時の利便に資することを目的とし、良質で低廉な物資の供給とサービスの提供のための施設である。
営業開始予定	令和2年4月
営業日（稼働日）	終日
販売品目及び価格	提案を基本とする。横山ダム管理支所2階に飲料水用の自動販売機1台を設置すること（設置位置は、別紙のとおり）。なお、販売商品の多様化を図ること。
機械の管理	自動販売機は、営業業者が用意し管理すること。 転倒防止板を設置するなどの安全管理の措置を講じること。
商品の詰め替え、空き缶等の回収	商品の詰め替えは、営業業者において行うこと。 空容器回収箱の設置、空容器の庁舎外搬出等は、営業業者において行うこと。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、営業業者において全責任を負うものとする。
委託契約期間	委託契約期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までとするが、双方に特段の事情がなければ、1年ごとに最長5年間までは契約の更新による許可ができるものとする。
使用料（河川占用料金）	無料
光熱水料	施設経営に要する光熱水料及び使用量計測のための子メーター設置費用は営業業者の負担とする。
保健所等への届出	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届出が必要な場合は営業業者が行うものとする。
庁舎への出入り等	庁舎管理規則による。
その他	上記条件に記載のない項目については、別途協議する。

## 営業条件に係る補足説明事項

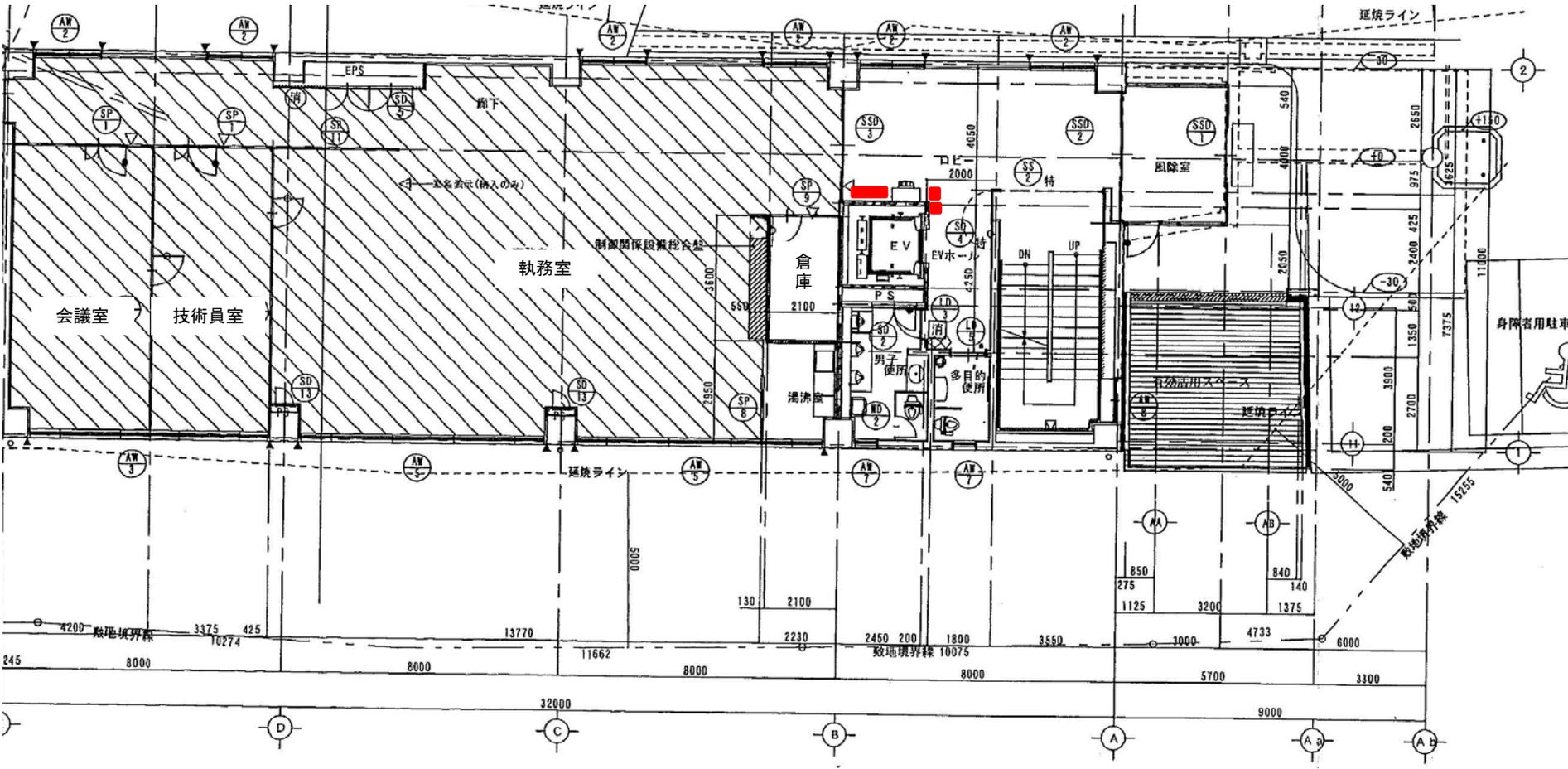
① 自動販売機経営は職員及び関係者来庁時の利便に資する目的をもって行い、指定された用途以外の使用はしないこと。
② 営業にあたっては食品衛生法の法令及び規則を遵守すること。
③ 自動販売機営業において得た権利等の第三者への譲渡及び請負は禁止する。
④ 営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び来庁者等の利用しやすいものにする。
⑤ 従業員の身分保証、健康管理及び服務規律は営業業者の責任において行うこと。
⑥ 委託契約の期間満了又は委託契約の解除があった場合は、部局長の指定する期日までに速やかに自らの負担において施設等の原状回復を行うこと。ただし、委託契約の期間が満了した後、公募により改めて委託契約が締結された場合は、この限りではない。
⑦ 使用を許可された物件について、善良なる管理者の注意義務で管理し、維持保全のために通常必要とする修繕費及びその他の経費については、許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。
⑧ 使用を許可された物件については、修繕・模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって承認を受けること。
⑨ 委託業者が許可条件に違背したとき又は国において使用を許可した物件を必要とするときは、契約の解除を行うことがある。
⑩ 委託契約を解除された場合は、使用を許可された物件に投じた有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。
⑪ 維持使用についての实地調査及び所要の報告を求められた場合はそれに応じること。
⑫ 営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。

# 施設概要

## 木曾川上流河川事務所 自動販売機

職員数	約10名（庁舎内で従事する総人数） ダム見学者 年間約6000人（開庁日） 販売実績年間約700本
電力	単相100V
給排水施設	有り
施設配置等	別紙図面のとおり（図中の寸法等は例示）

# 横山ダム管理支所 新庁舎2階平面図



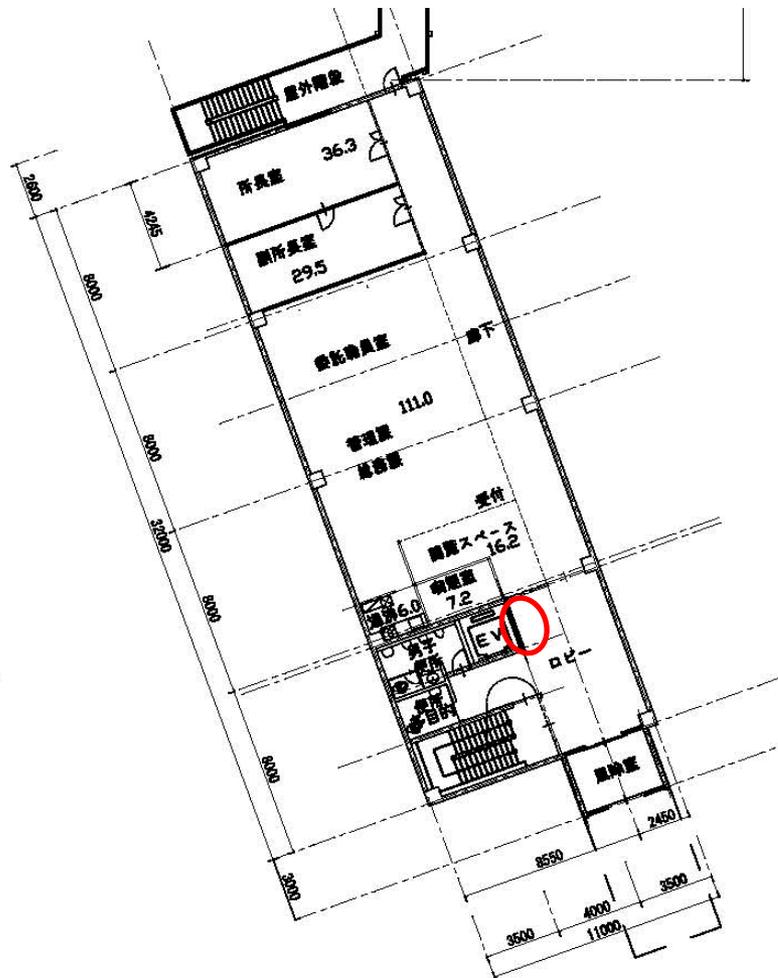
# 横山ダム管理支所 自動販売機設置

## 【設置希望場所】

横山ダム管理支所2階ロビー

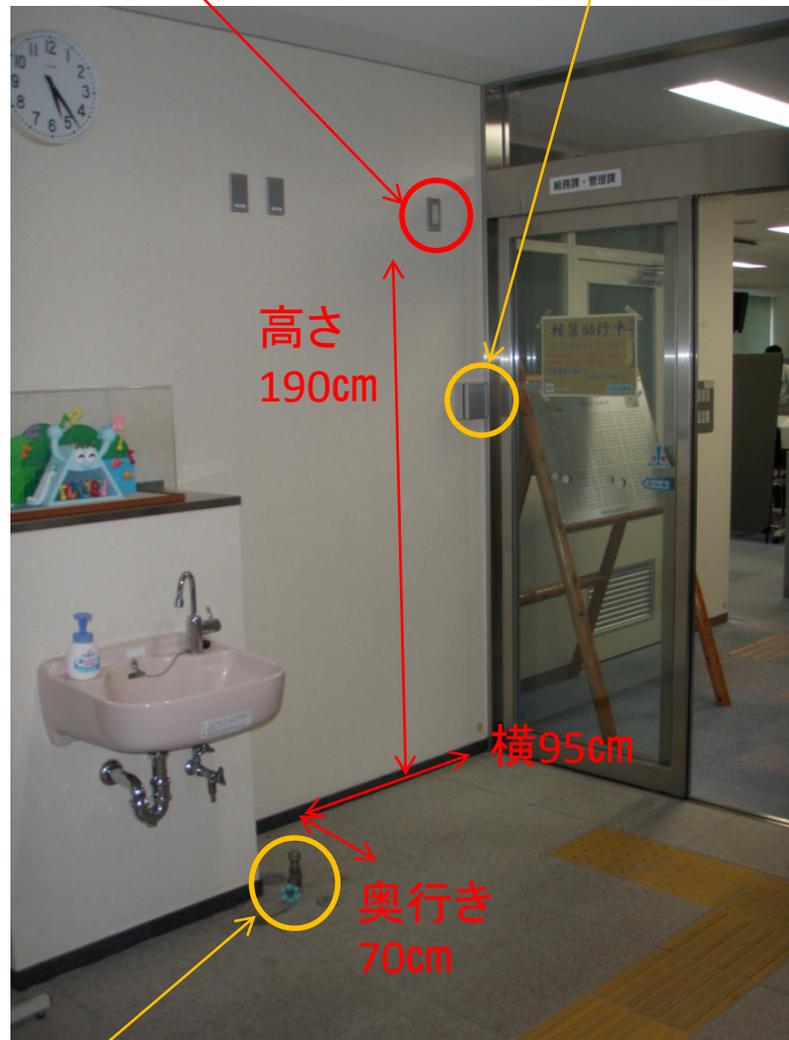
開庁日は一般の人が入れる場所(ダムカードをもらいに来た人・ダム見学者・業者など)

閉庁日は一般の人は入ることができない場所



【注意】  
テンキーあり

コンセントあり



【注意】バルブあり